

森町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和5年3月

森町

目 次

第1章 計画策定の背景

- 1 国際的な動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 2 我が国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 3 地球温暖化とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 4 気候変動とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

第2章 計画の基本方針

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 2 計画の計画期間、見直し予定期間・・・・・・・・ P 6
- 3 計画の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6～7

第3章 取組の目標

- 1 取組の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8～9
- 2 温室効果ガスの総排出量に関する目標・・・・・・・・ P 9～12

第4章 計画の推進

- 1 推進・調査体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- 2 調査結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13

《参考資料》

- ・ 森町役場の事務・事業活動に伴う温室効果ガスの排出量総括表
- ・ 温室効果ガス排出抑制推進委員会設置要領
- ・ 温室効果ガス排出抑制推進委員会委員名簿

第1章 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

【国連気候変動枠組条約の締結】

1992（平成4）5月に、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目標とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた国連気候変動枠組条約が締結され、1994（平成6）年に条約が発効されました。

【京都議定書の採択】

国連気候変動枠組条約を受けて、締約国会議が第1回目のドイツのベルリン（COP1）から開始されました。

1997（平成9）年に京都で開催された国際気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、各国の温室効果ガス排出削減目標を定めた京都議定書が採択されました。第一約束期間（2008（平成20）年から2012（平成24）年の平均）における先進国全体の温室効果ガスの総排出量を対1990（平成2）年比で5%削減することを目標として、締約国に削減量の割当てがなされました。我が国の削減量の割り当ては6%とされていました。

【カンクンの合意の成立】

2010（平成22）年にメキシコ・カンクンで開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）では、先進国途上国両方の温室効果ガス排出量削減目標・行動が同じ枠組みの中に位置づけられた。「カンクン合意」が成立しました。カンクン合意に基づき、2020（令和2）年までの温室効果ガス排出量削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととされました。

【パリ協定の採択】

2015（平成27）年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、気候変動に関する2020（令和2）年以降の新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、国際条約として初めて先進国・途上国の区別なく全ての国が参加し、自ら定めた削減目標を5年ごとに提出・更新していく仕組み等が規定されました。

(2) 我が国の動向

【地球温暖化対策の推進に関する法律の施行】

C O P 3における京都議定書の採択を受け、1990（平成11）年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が施行されました。

地球温暖化対策の取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定及び実施状況の公表、事業者による算定報告表制度など、各主体の取組を促進するための法律枠組が整備されました。

地球温暖化対に関する具体的な取り組みについては、1988（平成10）年6月に「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）が2002（平成14）年3月には新大綱策定されました。

その後、京都議定書の発効を受け、2005（平成17）年4月に「京都議定書目標達成計画」が策定され、京都議定書で定められた1990（平成2）年比6%削減達成に向けた対策の基本的な方針が示されるとともに、温室効果ガスの排出量削減、吸収等に関する具体的な対策、施策特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

温対法の下、京都議定書第一約束期間における温室効果ガス排出量が1990（平成2）年比8.4%減となり、我が国に割り当てられた削減目標（6%削減）を達成しました。

【低炭素社会づくり行動計画の閣議決定】

2008（平成23）年に「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、「2050（令和32）年までに国内温室効果ガス総排出量を現状比60～80%」という長期目標が設定されました。

【日本における当面の地球温暖化対策に関する方針の策定】

2011（平成23）年の東日本大震災により、日本のエネルギー供給体制が大きく変化する事態となり、2013（平成25）年に「日本における当面の地球温暖化対策に関する方針」が策定されました。

2013（平成25）年11月の気候変動枠組条約第19回締約国会議（C O P 19）において、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した暫定的な目標として「2020（令和2）年の温室効果ガス2005（平成17）年度比で、3.8%減とする」ことを目標として登録し併せて、温室効果ガスの排出量を「2050（令和32）年までに世界全体で半減、先進国で80%削減」の目標実現に向けて、我が国が先頭に立ち取組ことを表明しました。

【地球温暖化対策計画の閣議決定】

パリ協定の締結に先立ち、2015（平成27）年7月に閣議決定した地球温暖化対策推進本部において、「2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成25）年度比で26%減（2002年度比25.4%減）」するとの中期目標を盛り込んだ「日本の約束草案」を決定しました。

パリ協定の採択を受け、2016（平成28）年5月には「日本の草案」を踏まえて改定された「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、温対法第8条に基づいて策定する。我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画であり、地方公共団体の事務・事業が含まれる「業務その他部門」では、「2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標を2013（平成25）年度比で、約40%削減」とする高い目標が掲げられ、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取り組みを行うことにより、区域の事業者、住民の模範となることを目的とすべきとされた。

また、パリ協定の採択以降、国内外で温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を目指す「脱炭素化」の動きが加速しており、2021（令和3）年4月において、日本のCO₂削減目標（2013年比）が46%へ大幅に変更されました。

（3）地球温暖化とは

【地球温暖化の仕組み】

地球の大気には二酸化炭素などの温室効果と呼ばれる気体がわずかに含まれています。これらの気体は、赤外線を吸収し、再び放出する性質があり、この性質のため、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、再び地球の表面に戻ってきます。この戻ってきた赤外線が、地球の表面付近の大気を暖めます。これを温室効果と呼びます。

18世紀半ばの産業革命以降、人間活動による化石燃料の使用や、森林の減少などにより、大気の温室効果が強まり、結果、地表、大気および海水の温度が急激に上昇しました。これが「地球温暖化」と言われる現象です。

（4）気候変動とは

【気候変動の影響】

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、2081年から2100年の世界の平均地上気温は、1986年から2005年の平均よりも4.8℃上昇し、地球温暖化などの気候変動の影響のリスクは、気温が上昇するにつれて高くなると予測されています。既に、氷河の融解、海水面の上昇、生態系の変化などさまざまな影響が起こっており、病気の媒体となる生物の生息域の拡大、異常気象の発生など（豪雨・洪水・大規模干ばつ・勢力の強い台風など）私たち人間の生命や財産にも大きな被害を与えます。

第2章 計画の基本方針

(1) 計画の目的

我が国の温暖化対策の基本方針を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化推進法」とよぶ）において、地方公共団体の責務として、「都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。」と定められています。

地方公共団体の責務として、森町の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量を全職員で抑制してゆき、森町の未来を支える子孫に対して、クリーンな住環境を提供できるよう努めてゆくことを目的とします。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」 平成30年6月13日法律第45号（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画に実施に関し必要な事項

(2) 計画の計画期間、見直し予定期間

本計画の基準年度及び計画期間は、2016（平成28）年5月13日に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」に基づき、基準年度を2013（平成25）年度、計画期間を本計画策定年度である2022（令和4年）年度から2030（令和12）年度とします。また、計画の見直しについては、短期目標として、5年を目途として行うものとします。

本計画の策定年月日：2023（令和5）年3月31日

本計画の短期目標期間：2022（令和4）年度～2027（令和8）年度

本計画の中期目標期間：2022（令和4）年度～2030（令和12）年度

(3) 計画の範囲

本計画の範囲は、森町が自ら実施する事務及び事業の全てが対象となります。

ただし、これらは、職員が直接実施するものに限られることから、委託等により実施する事務及び事業（指定管理制度も含む）については、受託者に対して必要な協力を要請します。

○役場本庁舎

(総務課、防災交通課、契約管理課、企画振興課、税務課、保健福祉課、住民生活課、子育て支援課、農林課、農業委員会事務局、水産課、商工労働観光課、建設課、出納室、選挙管理委員会事務局、議会事務局)

○公民館 (学校教育課、社会教育課、森町公民館)

○小学校、中学校、幼稚園、給食センター、図書館、体育館

○保育所、特別養護老人ホーム (さくらの園)、保健センター、森町消防署、森町国民健康保険病院

○浄水場 (上下水道課)

○森町リサイクルプラザ (環境課)

○森町砂原支所 (地域振興課、町民福祉課)

○砂原公民館 (生涯学習課)

○森町消防署砂原支署

○その他各課で管理している施設

第3章 取組の目標

(1) 取組の目標

本計画の削減目標は、国の地球温暖化対策計画2016（平成28）年5月と同等とし、基準年度である2013（平成25）年度の排出量に対して、2030（令和12）年度時点で、40%（国の目標46%）削減することを基本的な考えとします。

「職員行動の更なる改善」

①水道使用量に削減

- ・日常的な節水に努める。

②電気使用量の削減

- ・効率的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図る。
- ・昼休みの時の消灯や時間外の不要箇所の消灯を行う。
- ・廊下、トイレ、会議室等の間引き消灯を行う。

③OA機器・電気機器の節電

- ・長時間の外勤時はOA機器の電源を切る。
- ・退庁時に身の回りのOA機器の電源が切られているか確認する。

④燃料使用料の削減

- ・事務室や各施設の暖房は、適切な温度管理を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推奨する。

⑤公用車の燃料使用料の削減

- ・低燃費・低公害車の積極的な利用に努める。
- ・公用車の効率的な活用に努める。
- ・車両運転時は、エコドライブ、アイドリングストップを徹底する。
- ・車両から離れる時は、必ずエンジンを切るなど、無駄な燃料使用を防止する。
- ・車両を適正に整備、管理し、排ガスの削減に努める。

⑥グリーン購入の実施

（※グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。）

- ・エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境負荷の少ない製品とされる商品を購入する。
- ・廃棄物の減量化・リサイクル等の推進に努める。
- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化に努める。
- ・廃棄物のリサイクルに努める。
- ・用紙類の使用料の削減に努める。
- ・再生紙等の再生品の活用に努める。
- ・ファイル等、再利用可能な事務用品は、再利用する。

「省エネ改修の促進」

①省エネ性能の高い機器の導入

- ・照明設備や誘導灯を高効率で長寿命のLED照明の導入に努める。
- ・空調、給湯、ボイラー等、主要なエネルギー消費機器のエネルギー効率の高い設備・機器の導入に努める。

「再生可能エネルギーの導入」

①公共施設の再生可能エネルギーの導入

- ・太陽光システムなど再生可能エネルギー設備の積極的な導入を検討する。

「エネルギーの転換」

①公用車の更新

- ・公用車の購入・更新時には、エネルギー効率に優れた次世代自動車（EV、FCV、ハイブリット自動車（HV）等の導入に努める。

(2) 温室効果ガスの総排出量に関する目標

「対象とする温室効果ガス」

- ①事務事業編の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条3項に定められた7種類の物質です。そのうち、事務事業編で温室効果ガス排出量の算定の対象とする温室効果ガスは、温対法第3条第1項に基づき、三フッ化窒素を除く6種類とします。燃料及び電気使用に伴い排出される二酸化炭素排出量、町の事務及び事業全般における燃料使用量（ガソリン・軽油・灯油・A重油・液化石油ガス）、電気使用量を調査し、排出される二酸化炭素排出量を把握します。

算定対象とする温室効果ガス

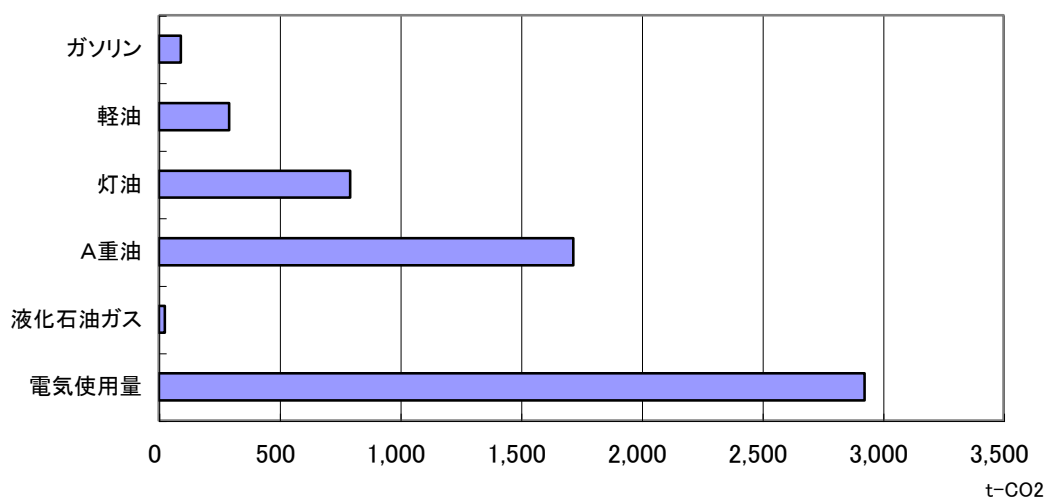
ガス種類	人為的な発生源	地球温暖化係数 ※
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、灯油、ガソリン等の使用により排出される。また、廃プラスチック類の焼却によっても排出される。	1
メタン (CH ₄)	湿地、水田、家畜の腸内発酵等から排出される。また、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等からも排出される。	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼や農林業における窒素肥料の大量使用等によって排出される。	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。	12～14,800
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体製品の製造・使用・廃棄時に排出される。 (地方公共団体ではほとんど該当しない)	7,390～17,340
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の半導体の製造、使用、廃棄時に排出される。 (地方公共団体ではほとんど該当しない)	22,800

※ 地球温暖化係数は、各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素を基準に比で表したもので、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（最終改正：2016（平成28）年5月27日政令）」第4条による。

燃料及び電気使用に伴い排出される二酸化炭素排出量（令和3年度）

調査項目		単位	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	備考
燃料使用量	ガソリン	ℓ	39,590	91,849	
	軽油	ℓ	112,889	291,254	
	灯油	ℓ	318,582	793,269	
	A重油	ℓ	633,687	1,717,292	
	液体石油ガス	kg	10,277	30,831	
電気使用量		kwh	7,616,647	2,408,792	
計				5,858,840	

二酸化炭素排出量（t-CO₂）グラフ（令和3年度）



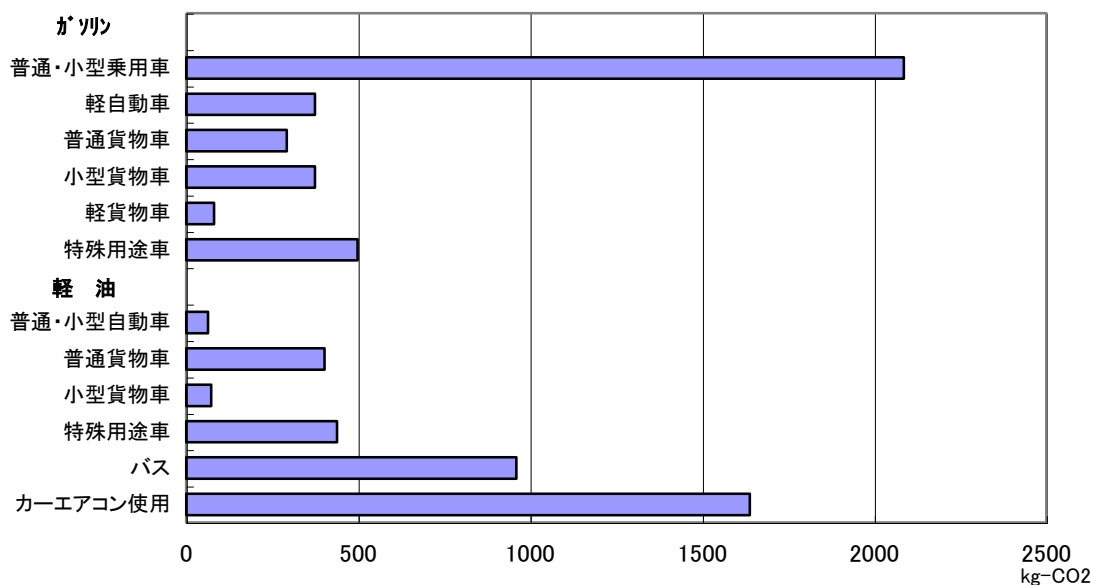
- ② 公用車の走行及びカーエアコン使用に伴い排出される二酸化炭素換算排出量
 公用車の走行に伴い排出されるメタン及び一酸化二窒素やカーエアコンの使用によるハイドロフルオカーボンの排出量を調査し、二酸化炭素換算排出量（メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオカーボンを二酸化炭素に換算した値）を把握します。

公用車の走行及びカーエアコン使用に伴い排出される

二酸化炭素換算排出量（令和3年度）

調査項目		台数	走行距離 (km)	二酸化炭素換算排出量 (kg-CO ₂)	備考	
公用車の走行量	ガソリン	普通・小型自動車	35	226,716	2,086	CH ₄ , N ₂ O → CO ₂
		軽自動車	11	53,299	347	
		普通貨物車	7	22,781	292	
		小型貨物車	5	44,727	347	
		軽貨物車	4	11,453	81	
		特殊用途車	10	42,971	498	
	軽油	普通・小型自動車	2	28,368	63	
		普通貨物車	15	86,332	402	
		小型貨物車	3	24,625	73	
		特殊用途車	29	54,527	438	
		バス	16	118,427	906	
カーエアコン使用車		126		1,638	HFC →	
計				7,279	CO ₂	

二酸化炭素換算排出量（kg-CO₂）グラフ（令和3年度）



- ③ 上水道使用と下水道使用に伴い排出される二酸化炭素換算排出量
 温室効果ガスの排出対象ではありませんが、浄水場での令和3年度における上水道使用量は、36,252m³となっています。直接的な温室効果製造過程や送水過程では大量の電気が使用されており、そのため節水を行うことは、温室効果ガスの排出を抑え、地球温暖化防止に間接的に役立ちます。

また、令和3年度における下水道使用量は33,398m³となっています。使用に伴い排出されるメタン及び一酸化二窒素の排出量を調査し、二酸化炭素換算排出量を把握します。

④ 温室効果ガスの排出削減目標

削減目標は、国の地球温暖化対策計画と同等とし、基準年度である2013（平成25）年度の排出量に対して、2030（令和12）年度時点で約40%削減することを基本的な考えとします。森町における2013（平成25）年度の排出量は6,721 t-CO₂であるため、2030（令和12）年度の目標値は、4,032 t-CO₂となります。

二酸化炭素排出量と目標値

	基準年度 2013年度 平成25年度	目標年度（短期） 2027年度 令和8年度	目標年度（中期） 2030年度 令和12年度
排出量	6,721 t-CO ₂	5,376 t-CO ₂	4,032 t-CO ₂
削減率	……	-20%	-40%

計画の進捗状況「2013（平成25）」年度比

	2014年度 平成26年度	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度
排出量	6,445 t-CO ₂	6,325 t-CO ₂	6,424 t-CO ₂
削減率	-4.1%	-5.8%	-4.4%

	2017年度 平成29年度	2018年度 令和30年度	2019年度 令和元年度
排出量	6,414 t-CO ₂	6,202 t-CO ₂	6,479 t-CO ₂
削減率	-4.5%	-7.7%	-3.6%

	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度
排出量	6,342 t-CO ₂	5,858 t-CO ₂
削減率	-5.6%	-12.8%

第4章 計画の推進

(1) 推進・調査体制

本実行計画の全体的な取組を推進するため、温室効果ガスの排出抑制について推進・調査するための温室効果ガス排出抑制推進委員会を設置します。

① 温室効果ガス排出抑制推進委員会

委員長を副町長、委員を総務課長・住民生活課長・企画振興課長・環境課長・上下水道課長・地域振興課長・町民福祉課長・学校教育課長・生涯学習課長として、本実行計画の策定・見直し、計画全体の進行管理等を行います。

② 事務局

委員会の庶務を処理するため、事務局を住民生活課住民年金係に置きます。

事務局は電気使用量・燃料使用量及び公用車の走行距離等の調査を行い、委員会に報告します。

(2) 調査結果の公表

二酸化炭素排出量の調査結果の公表は、温室効果ガス排出抑制推進委員会を通じて事務局が行うこととします。なお、原則として毎年度公表し、全職員に対して取組の実践を促進します。また、調査結果は、森町公式サイト等により町民や事業者等に対しても公表することとし、自主的かつ積極的な環境保全に対する取組を促進します。